

ら支拂なきため事件紛糾せんとする形勢となりしも會社より資金ありたるため解決せり。

(十三) 靜洋丸船醫の件

大正十四年四月同船中、機兩部員一同より船醫配乗要求交渉方依頼ありしに、き再三再四會社に交渉せしむる中、静洋汽船會社々規として從來も貨物船には配乗せざるの旨回答に接したり。

(十四) 乾坤丸の件

同船事大正十四年四月九日横濱にて坐礁沈没せるに依る解散手當の僅少なるを理由として法規の給料及び旅費の支給方交渉依頼あり、種々會社と交渉の結果旅費として一人當り指圖の支給を受けたり。

(十五) 熊本の丸の件

大正十四年八月二十四日同船墜船に依る下船手當に付交渉の依頼電話あり、結局一ヶ月分の給料と六回の旅費の支給にて同満解決せり。

(十六) 南海丸の件

大正十四年九月十四日小樽港に於て乗り遅れたる機關部員二名を雇止せしむるに對し機關部員は一致して反對し全部同船下船を申出でたるにつき組合は其間に處しよく前後の事情を聴取し乗り遅れ二名を下船せしめ解決せり。

(十七) 小樽丸の件

大正十四年七月船主は今期の大缺損を理由として減員を斷行する模様あり、依つて船員よりその中止方を依頼し來りしにより組合は嚴重交渉の結果、本員は絶対に減員せざることに決定し解決せり。

(十八) 東和丸の件

大正十四年十二月機部員一同より作業過重なるため一名増員を會社に交渉依頼あり、交渉の結果會社は之れを快諾せり。

(十九) 宮島丸殉難者弔慰金の件

大正十四年九月十四日臺灣海峡に於て沈没せる宮島丸殉難者弔慰金については其後會社に對し再三交渉せる結果、給料六ヶ月内外の弔慰金の支給をうくる事となり解決せり。

(二十) 銀山丸航海手當の件

大阪商船會社の傭船として香港上海間を航海なし居りし銀山丸乗組員より一ヶ月半の航海手當の要求あり（此航路にては他社にてもその手當なし）組合は會社と交渉したる結果、大正十五年二月下旬本船神戸入港に當り約一ヶ月分の給料を該手當として支給され解決せり。

(二十一) 蟹工船乗組員労働條件改善

函館港を根據とする北海出漁船主より成る蟹工船組合本部（東京より原主事來函を期し、組合函館出張所は同氏及び在函館漁業主に對し蟹工船乗組員紹介一手契約の件を交渉したる結果）（一）給料標準一定（二）失業手當支給（三）時間制度制定（四）オーバータイム金支給（五）クイック金率制定及び其配當方法（六）食料改善（七）飲料水問題（八）船醫乗船等の労働條件につき大正十五年三月十日間滿裡に協約を締結したり。

(二十二) 雜件

右記列擧の外船員傷病、死亡、下船、退村手當の支給、チャーターボーナスの分配、石炭操賃の支拂等組合員對船主交渉問題